

原議保存期間	10年(平成41年3月31日まで)
有効期間	一種(平成41年3月31日まで)

各都道府県警察の長 殿
(参考送付先)
各附属機関の長
各地方機関の長

警察庁丙生企発第180号
平成30年10月4日
警察庁生活安全局長

古物営業法等に基づく処分の手続等について(通達)

古物営業法(昭和24年法律第108号)等に基づく処分の手続等については、「古物営業法等に基づく処分の手続等について(通達)」(平成28年3月29日付け警察庁丙生企発第58号ほか。以下「旧通達」という。)により示達しているところであるが、古物営業法の一部を改正する法律(平成30年法律第21号。以下「改正法」という。)中、簡易取消しの新設等に関する規定が平成30年10月24日から施行され、古物営業法施行規則の一部を改正する規則(平成30年国家公安委員会規則第14号。以下「改正規則」という。)が制定されたことに伴い、改正法による改正後の古物営業法等に基づく処分の手続等を下記のとおり定めたので、各都道府県警察においてはこれに従い、事務処理上遺漏のないようにされたい。以下、この通達において、改正法による改正後の古物営業法を「法」と、改正規則による改正後の古物営業法施行規則(平成7年国家公安委員会規則第10号)を「施行規則」という。

なお、本通達の施行に伴い、旧通達は廃止する。

記

- 古物営業の許可の申請に対する不許可処分の手続(法第5条第3項関係)
法第5条第3項に基づく許可をしない旨の通知は、別記様式第1号の様式を基準として各都道府県警察において定める様式の書面により行うこと。
この場合において、「理由」欄には、法第4条の各号のいずれの号に該当するものであるか及びその該当すると認めた事実を具体的に記載すること。
- 行政処分等の手続
 - 指示(法第23条関係)
 - 指示は、行政手続法(平成5年法律第88号)第2条第4号に規定する不利益処分(以下単に「不利益処分」という。)に該当するため、これを行う場合には、同法第13条第1項第2号の規定に基づき、弁明の機会の付与を行わなければならないが、その手続については、聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第26号。以下「聴聞規則」という。)において定めるところによること。
 - 指示は、別記様式第2号の様式を基準として各都道府県警察において定める様式の書面により行うこと。
 - 営業停止(法第24条関係)
 - 営業停止の命令は、不利益処分に該当するところ、これを行う場合には、行政手続法第13条第1項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を

行わなければならないこととされている（法第25条第1項）が、その手続については、聴聞規則において定めるところによること。

イ 営業停止の命令は、別記様式第3号の様式を基準として各都道府県警察において定める様式の書面により行うこと。

(3) 許可の取消し（法第6条第1項及び第24条関係）

ア 許可の取消しは、不利益処分該当するため、これを行う場合には、行政手続法第13条第1項第1号イの規定に基づき、聴聞を行わなければならないが、その手続については、聴聞規則において定めるところによること。

イ 許可の取消しは、別記様式第4号の様式を基準として各都道府県警察において定める様式の書面により行うこと。

この場合において、法第6条第1項の規定により許可の取消しを行うときは、「理由」の欄には、法第6条第1項各号のいずれの号に該当するものであるか（法第6条第1項第2号の規定により許可の取消しを行うときは、法第4条各号のいずれの号に該当するものであるかを含む。）及びその該当すると認めた事実を具体的に記載すること。

(4) 簡易取消し（法第6条第2項）

ア 古物商又は古物市場主（以下「古物商等」という。）の営業所若しくは古物市場の所在地を確知できないとき、又は当該古物商等の所在（法人である場合においては、その役員の所在）を確知できないときは、その事実を官報で公告し、その公告の日から30日を経過しても当該古物商等から申出がないときは、その許可を取り消すことができる（法第6条第2項及び改正規則第4条の2）。この公告を行う場合には、警視庁又は道府県警察（方面）本部の古物営業担当課（以下「府県主管課」という。）は、別紙1の書式例を参考に原稿を作成し、各都道府県の官報販売所に対して官報掲載依頼を行うこと。

イ 法第6条第2項の規定に基づいて許可を取り消した際には、取消処分を行った旨を官報で公告すること。この公告を行う場合には、別紙2の書式例を参考に原稿を作成し、各都道府県の官報販売所に対して官報掲載依頼を行うこと。

(5) 法令違反時の他の公安委員会への通知

二以上の公安委員会の管轄区域内に営業所等を有する古物商等又はその代理人等が一の公安委員会の管轄区域内で法令違反行為をした場合には、他の公安委員会も当該事実を根拠として、法第23条又は第24条に基づき、当該古物商等に対し、許可の取消し、営業停止の命令又は指示をすることができる。したがって、他の公安委員会から許可を受けている古物商等又はその代理人等の法令違反行為を認めたときは、遅滞なく、その事実を当該他の公安委員会に通知すること。

3 管理者の解任の勧告（法第13条第4項関係）

(1) 要件

管理者の解任の勧告（以下「解任勧告」という。）は、古物商等の「管理者がその職務に関し法令の規定に違反した場合において、その情状により管理者として不適当であると認めたとき」に、当該古物商等に対し、公安委員会が行うものである。

ここにいう「その職務」とは、法第13条第1項に規定する職務をいう。また、ここ

にいう「法令」の規定に違反した場合とは、古物営業関係法令のほか、質屋営業法（昭和25年法律第158号）、刑法（明治40年法律第45号）等の他の法令に違反した場合もこれに含まれるものであるが、当該違反行為が当該営業所等における古物の取引に際してなされたものであるなど、管理者の「職務」に関してなされたものでなければならない。

また、「その情状により管理者として不相当であると認めるとき」とは、当該法令違反行為の内容、違反の程度等に鑑み、その者をそのまま管理者として選任しておいた場合には、当該営業所等に係る業務の適正な実施が到底期し難いような情状があると認めるときをいう。

(2) 法的性質

解任勧告は、これにより古物商等に当該管理者を解任する義務を課すものではないため、行政手続法第2条第2号に規定する「処分」には該当せず、したがって不利益処分にも該当しない（同条第6号に規定する行政指導には該当する。）ため、同法第13条第1項各号に規定する意見陳述のための手続を執る必要はない。

(3) 手続

解任勧告は、別記様式第5号の様式を基準として各都道府県警察において定める様式の書面により行うこと。

(4) 指示及び営業停止の命令との関係

解任勧告は、指示と併せて行うことができる。例えば、古物商等の代理人等が古物の買い受けに当たって帳簿等への記載等の義務を怠っていた場合には、当該古物商等に対し、帳簿等への記載等の義務について代理人等に対して必要な教育を行うべき旨を内容とする指示を行うことができるが、当該帳簿等への記載等の義務の不履行が管理者の教唆に基づくようなものであるときは、当該指示事項の履行すら期し難いため、当該指示と併せて当該管理者の解任勧告を行うこととなる（古物商等による管理者の選任及び解任は、古物商等と管理者との間の私的な雇用関係等と密接に関連するものであるため、「管理者を解任すべき」旨を内容とする「指示」を行うことは、私的自治の尊重の見地から妥当でないと解される。）。

なお、解任勧告は、不利益処分に該当しないため、解任勧告と指示を併せて行っても、いわゆる二重処分の問題は生じないと解される。

同様に、営業停止命令についても、解任勧告と併せて行うことができる。

(5) 許可の取消しとの関係

許可の取消しを行う場合には、解任勧告は行わないものとする。この場合には、解任勧告の前提となる古物営業の許可自体が消滅してしまい、解任勧告を行う実益がないからである。

4 品触れ（法第19条関係）

(1) 内容及び要件

品触れは、盗品その他の財産に対する罪に当たる行為によって領得された物（以下「盗品等」という。）が古物取引市場に混入していると考えられる場合において、古物の品目、地理的關係等を考慮し、当該盗品等が犯人等によって持ち込まれた可能性のある一定範囲の古物商等に対し、警視總監若しくは道府県警察本部長又は警察署長

(以下「警察本部長等」という。)が当該盗品等の品種、品名、特徴等を通知し、これに相当する古物を発見した場合における届出を求める行為であり、これを行うことにより、当該盗品等が発見される可能性が高い場合に行うものである。

なお、ここにいう「盗品その他財産に対する罪」とは、刑法第36章から第38章まで及び昭和5年法律第9号(盗犯等ノ防止及処分ニ関スル法律)に規定する罪をいう。

(2) 法的性質

品触れは、「特定の者を名あて人として、直接に、これに義務を課すもの」(行政手続法第2条第4号)ではないため、不利益処分には該当せず、同法第13条第1項各号に規定する意見陳述のための手続を執る必要はない。

5 差止め(法第21条関係)

(1) 内容及び要件

差止めは、古物商が買い受け、若しくは交換し、又は売却若しくは交換の委託を受けた古物について、盗品等であると疑うに足りる相当な理由がある場合において、その転売等を防ぐため、警察本部長等が当該古物商に対し、30日以内の期間を定めて、その古物の保管を命ずる緊急的な処分である。

なお、ここにいう「疑うに足りる相当な理由がある場合」とは、古物の品質や特徴が被害届、遺失届等に記載された内容に酷似している場合、古物を持ち込んだ者が同種の古物に係る財産犯の被疑者である場合、古物の品種や価格を古物商の営業実態に照らして判断すると当該古物が正当な取引過程において取り扱われたものとは考えられない場合等、客観的、合理的な判断から、盗品等であると疑う根拠が存在する場合である。

(2) 法的性質

差止めは、不利益処分に該当するが、行政手続法第13条第2項第1号の「公益上、緊急に不利益処分をする必要があるため、前項に規定する意見陳述のための手続を執ることができないとき」に行うものであるため、同条第1項各号に規定する意見陳述のための手続を執る必要はない。

(3) 手続

差止めは、別記様式第6号の様式を基準として各都道府県警察において定める様式の書面により行うこと。

6 古物競りあっせん業者に係る認定等(法第21条の5及び第21条の6関係)

(1) 認定

ア 施行規則第19条の7第1項(施行規則第19条の12において準用する場合を含む。)に基づく認定をした旨の通知は、別記様式第7号の様式を基準として各都道府県警察において定める様式の書面により行うこと。

イ 施行規則第19条の7第1項(施行規則第19条の12において準用する場合を含む。)の規定により認定をした旨を官報により公示する場合には、府県主管課は、別紙3又は別紙4の書式例を参考に原稿を作成し、警察庁生活安全局生活安全企画課(以下「生活安全企画課」という。)に送付すること。

生活安全企画課は、送付を受けた原稿に基づき、独立行政法人国立印刷局に対して官報掲載依頼を行う。

(2) 不認定の通知

施行規則第19条の7第2項（施行規則第19条の12において準用する場合を含む。）に基づく認定をしない旨の通知は、別記様式第8号の様式を基準として各都道府県警察において定める様式の書面により行うこと。

この場合において、「理由」欄には、施行規則第19条の5各号のいずれの号に該当するものであるか及びその該当すると認めた事実、又は施行規則第19条の6各号のいずれの号の基準を満たさないものであるか及びその該当しないと認めた事実を具体的に記載すること。

(3) 認定の取消し

ア 施行規則第19条の10第1項及び第19条の14第1項に基づく認定の取消しは、不利益処分に該当するため、これを行う場合には、行政手続法第13条第1項第1号イの規定に基づき、聴聞を行わなければならないが、その手続については、聴聞規則において定めるところによること。

イ 施行規則第19条の10第2項（施行規則第19条の14第2項において準用する場合を含む。）に基づき、認定を取り消した旨を官報により公示する場合には、府県主管課は、(1)イに準じた手続を執ること。この場合には、別紙5又は別紙6の書式例を参考にすること。

7 競りの中止の命令（法第21条の7関係）

(1) 法的性質

競りの中止の命令は、不利益処分に該当するが、行政手続法第13条第2項第1号の「公益上、緊急に不利益処分をする必要があるため、前項に規定する意見陳述のための手続を執ることができないとき」に行うものであるため、同条第1項各号に規定する意見陳述のための手続を執る必要はない。

(2) 手続

競りの中止の命令は、施行規則第19条の15に基づき、施行規則別記様式第16号の9の競りの中止命令書により行うこと。

競りの中止命令書の交付又は送付に当たっては、競りの中止の命令を受ける古物競りあっせん業者に対し、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第82条第1項に規定する教示すべき事項及び行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条第1項各号に掲げる事項を書面で教示する必要があることに留意すること。この場合には、別記様式第1号の別紙の教示事項を参考にすること。

8 報告徴収（法第22条第3項及び4項関係）

(1) 法的性質

報告徴収は、不利益処分に該当するが、行政手続法第3条第1項第14号の「報告又は物件の提出を命ずる処分その他その職務の遂行上必要な情報の収集を直接の目的としてされる処分及び行政指導」に該当するため、同法第13条第1項各号に規定する意見陳述のための手続を執る必要はない。

(2) 手続

報告徴収の求めを書面により行う場合にあつては、行政不服審査法第82条第1項に規定する教示すべき事項及び行政事件訴訟法第46条第1項各号に掲げる事項を書面で

教示する必要があることに留意すること。この場合には、別記様式第1号の別紙の教示事項を参考にすること。

9 行商従業者証等の様式の承認等（施行規則第12条関係）

(1) 承認の公示

施行規則第12条第2項の規定により承認をした様式を当該承認に係る団体の名称、住所及び所在地と共に官報により公示する場合には、府県主管課は、別紙7又は別紙8の書式例を参考にし、6(1)イに準じた手続を執ること。

(2) 承認の取消し

ア 行商従業者証等の様式の承認に関する規程(平成7年国家公安委員会告示第7号)第7条の規定に基づく行商従業者証等の様式の承認の取消しは、不利益処分に該当するため、これを行う場合には、行政手続法第13条第1項第1号イの規定に基づき、聴聞を行わなければならないが、その手続については、聴聞規則において定めるところによること。

イ 施行規則第12条第2項の規定により承認を取り消した様式を当該承認の取消しに係る団体の名称、住所及び所在地と共に官報により公示する場合には、別紙9又は別紙10の書式例を参考にし、6(1)イに準じた手続を執ること。

10 盗品売買等防止団体の承認等（施行規則第23条、第24条、第25条、第28条及び第29条関係）

(1) 不承認

施行規則第24条第2項に基づく承認をしない旨の通知は、別記様式第9号の様式を基準として各都道府県で定める様式の書面により行うこと。

この場合において、「理由」欄には、施行規則第23条各号のいずれの号に該当しないものであるか及びその該当しないと認めた事実を具体的に記載すること。

(2) 承認の取消し

施行規則第29条第1項の規定に基づく承認の取消しは、不利益処分に該当するため、これを行う場合には、行政手続法第13条第1項第1号イの規定に基づき、聴聞を行わなければならないが、その手続については、聴聞規則において定めるところによること。

(3) 官報による公示

施行規則第24条第1項、第25条第3項、第28条第3項及び第29条第2項の規定により官報による公示をする場合には、別紙11から別紙14までの書式例を参考にし、6(1)イに準じた手続を執ること。

【本件担当】

警察庁生活安全局生活安全企画課

企画法制第三係（800-3059）

質屋・古物営業係（800-3055）

第 号

不許可通知書

住所又は居所

氏名又は名称 殿

年 月 日付で申請のあった古物営業の許可については、古物
営業法第4条の規定により許可しない。

理由

年 月 日

公安委員会 印

別紙

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、 公安委員会（ 警察本部 課経由）に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、 を被告として（訴訟において を代表する者は 公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

第 号

指示書

住所又は居所

氏名又は名称 殿

古物営業法第23条の規定により、次のとおり指示する。

指示事項

理由

年 月 日

公安委員会 印

別紙

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、 公安委員会（ 警察本部 課経由）に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、 を被告として（訴訟において を代表する者は 公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

第 号

営業停止命令書

住所又は居所

氏名又は名称 殿

古物営業法第24条の規定により、次のとおり古物営業の停止を命ずる。

停止の範囲

停止の期間 年 月 日から 日間
年 月 日まで

理由

年 月 日

公安委員会 印

別紙

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、 公安委員会（ 警察本部 課経由）に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、 を被告として（訴訟において を代表する者は 公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

第 号

許可取消処分通知書

住所又は居所

許可年月日

許可証番号

氏名又は名称 殿

第6条第1項
古物営業法 の規定により、古物営業の許可を取り消したので通知する。
第24条

理由

年 月 日

公安委員会 印

別紙

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、 公安委員会（ 警察本部 課経由）に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、 を被告として（訴訟において を代表する者は 公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

第 号

解任勧告書

住所又は居所

氏名又は名称

殿

営業所
古物市場の所在地

管理者の氏名

古物営業法第13条第4項の規定により、上記管理者の解任を勧告する。

理由

年 月 日

公安委員会 印

第 号

保管命令書

住所又は居所

氏名又は名称 殿

古物営業法第21条の規定により、次のとおり保管を命ずる。

保管すべき物品

保管すべき期間 年 月 日から 日間
年 月 日まで

年 月 日

警察署長 印

別紙

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、 公安委員会（ 警察本部 課経由）に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、 を被告として（訴訟において を代表する者は 公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

第 号

認定通知書

住所又は居所

氏名又は名称

殿

年 月 日付で申請のあった古物競りあっせん業に係る業務の

実施の方法の認定については、古物営業法第21条の5第1項の規定により認定した
ので通知する。

営業を示すものとして
使用する名称

年 月 日

公安委員会 印

第 号

不認定通知書

住所又は居所

氏名又は名称 殿

年 月 日付で申請のあった古物競りあっせん業に係る業務の
実施の方法の認定については、次の理由により認定しないので通知する。

営業を示すものとして
使用する名称

理由

年 月 日

公安委員会 印

別紙

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、 公安委員会（ 警察本部 課経由）に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、 を被告として（訴訟において を代表する者は 公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

第 号

不承認通知書

名 称

所 在 地

代表者氏名 殿

年 月 日付で申請のあった盗品売買等防止団体の承認については、次の理由により承認しないので通知する。

理由

年 月 日

公安委員会 印

別紙

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、 公安委員会（ 警察本部 課経由）に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、 を被告として（訴訟において を代表する者は 公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

① ●●●●●●●● ② ●●●●●●●● 市●●●●町●●●●丁目●●●●番●●●●号 ③ 古物商

④ ●●●●●●●● 県公安委員会第●●●●●●●●号 ⑤ 平成●●●●年●●●●月●●●●日

① ●●●●●●●● 株式会社 ●●●●●●●● ② ●●●●●●●● 市●●●●町●●●●丁目●●●●番●●●●号

③ 古物市場主 ④ ●●●●●●●● 県公安委員会第●●●●●●●●号 ⑤ 平成●●●●年●●●●月●●●●日

古物営業の許可の取消処分の公告の書式例

古物営業の許可の取消処分の公告

下記の古物商・古物市場主について、所在が確知できないため、古物営業法（昭和24年法律第108号）第6条第2項の規定に基づき、平成●●●●年●●月●●日付け官報でその旨を公告したが、公告の日から30日を経過しても申出がなかったことから、同項の規定による処分をしたので、次のとおり公告する。

平成●●●●年●●月●●日

●●●● 県公安委員会委員長 ●●●●

〔掲載順序〕

- ① 処分をした年月日 ② 氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名
 ③ 主たる営業所の住所又は居所 ④ 許可の種類 ⑤ 許可証番号 ⑥ 許可の年月日

- ① 平成●●●●年●●月●●日 ② ●●●●株式会社 ③ ●●●●県●●●●市●●●●町●●●●丁目●●●●番●●●●号
 ④ 古物商 ⑤ ●●●●県公安委員会第●●●●号 ⑥ 平成●●●●年●●月●●日

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求又は処分の取消の訴えを提起することはできなくなる。

標識の様式の承認の公示の書式例

○ ● ● ● ● 県公安委員会告示第 ● ● ● 号

古物営業法施行規則（平成七年国家公安委員会規則第十号）第十二条第一項の規定に基づき、次の標識の様式を平成 ● ● ● 年 ● ● ● 月 ● ● ● 日付けで承認したので、同条第二項の規定により告示する。

平成 ● ● ● 年 ● ● ● 月 ● ● ● 日

● ● ● ● ● 県公安委員会委員長 ● ● ● ● ●

一 承認法人の名称 ● ● ● ● ●

二 承認法人の住所 ● ● ● ● ● 県 ● ● ● ● ● 市 ● ● ● ● ● 町 ● ● ● ● ● 丁目 ● ● ● ● ● 番 ● ● ● ● ● 号

三 承認法人の所在地 ● ● ● ● ● 県 ● ● ● ● ● 市 ● ● ● ● ● 町 ● ● ● ● ● 丁目 ● ● ● ● ● 番 ● ● ● ● ● 号

四 標識の様式

盗品売買等防止団体の名称等の変更の公示の書式例

○ ● ● ● ● 県公安委員会告示第 ● ● ● 号

次の盗品売買等防止団体について、平成 ● ● 年 ● ● 月 ● ● 日付けで古物営業法施行規則（平成七年国家公安委員会規則第十号）第二十五条第一項の規定に基づく ● ● の変更の届出があったので、同条三項の規定により告示する。

平成 ● ● 年 ● ● 月 ● ● 日

● ● ● ● ● 県公安委員会委員長 ● ● ● ● ●

一 盗品売買等防止団体の名称 ● ● ● ● ●

二 変更年月日 平成 ● ● 年 ● ● 月 ● ● 日

三 変更に係る事項 ● ● ● ● ●

変更前 ● ● ● ● ●

変更後 ● ● ● ● ●

